

都市再生基本方針等の一部変更について（案） 新旧対照表

○都市再生基本方針（平成 14 年 7 月 19 日閣議決定）

※下線部が改正部分。

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>① 略</p> <p>②「自立」の原則  <u>地域の資源や知恵をいかして</u>、経済的に、また、社会的に自立に向けて頑張る計画を集中的に支援する。</p> <p>③～⑤ 略</p> <p>(略)</p> <p>その際、「地方再生戦略」に基づき、ブロック別担当参事官が、都市再生のみならず、構造改革特区、地域再生、中心市街地活性化に関する相談に一元的に対応するものとし、この体制の下でこれらの取組を一体的に実施するとともに、各省庁における地方再生の取組と有機的に連携しながら、政府を挙げて総合的な支援を推進するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>① 略</p> <p>②「自立」の原則  <u>地域の資源や知恵を生かして</u>、経済的に、また、社会的に自立に向けて頑張る計画を集中的に支援する。</p> <p>③～⑤ 略</p> <p>(略)</p> <p>その際、「地方再生戦略」の「<u>第 2 地方再生の総合的推進</u>」に基づき、ブロック別担当参事官が、都市再生のみならず、構造改革特区、地域再生、中心市街地活性化に関する相談に一元的に対応するものとし、この体制の下でこれらの取組を一体的に実施するとともに、各省庁における地方再生の取組と有機的に連携しながら、政府を挙げて総合的な支援を推進するものとする。</p>

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>① 略</p> <p>②「自立」の原則 地域の資源や知恵をいかして、経済的に、また、社会的に自立に向けて頑張る計画を集中的に支援する。</p> <p>③～⑤ 略</p> <p>その際、「地方再生戦略」に基づき、ブロック別担当参事官が、構造改革特区のみならず、都市再生、地域再生、中心市街地活性化に関する相談に一元的に対応するものとし、この体制の下でこれらの取組を一体的に実施するとともに、各省庁における地方再生の取組と有機的に連携しながら、政府を挙げて総合的な支援を推進するものとする。</p> <p>(注)用語の定義は法による。</p>	<p>(略)</p> <p>① 略</p> <p>②「自立」の原則 地域の資源や知恵を生かして、経済的に、また、社会的に自立に向けて頑張る計画を集中的に支援する。</p> <p>③～⑤ 略</p> <p>その際、「地方再生戦略」の「第2 地方再生の総合的推進」に基づき、ブロック別担当参事官が、構造改革特区のみならず、都市再生、地域再生、中心市街地活性化に関する相談に一元的に対応するものとし、この体制の下でこれらの取組を一体的に実施するとともに、各省庁における地方再生の取組と有機的に連携しながら、政府を挙げて総合的な支援を推進するものとする。</p> <p>(注)用語の定義は法による。</p>
<p><b>1. 構造改革の推進等の意義及び目標</b></p> <p><b>(1) 構造改革の推進等の意義</b></p> <p>経済の活性化のためには、規制改革を行うことによって、民間活力を最大限に引き出し、民業を拡大することが重要である。我が国の経済社会が、人口減少・超高齢社会の到来や地球規模でのグローバル化の進展などの大きな環境変化に直面していることを踏まえると、一刻も早く規制改革を通じた構造改革を行うことが必要である。</p> <p>こうした考え方の下、政府はこれまで構造改革の推進に努めて</p>	<p><b>1. 構造改革の推進等の意義及び目標</b></p> <p><b>(1) 構造改革の推進等の意義</b></p> <p>経済の活性化のためには、規制改革を行うことによって、民間活力を最大限に引き出し、民業を拡大することが重要である。日本の経済社会が人口減少・超高齢社会の到来や地球規模でのグローバル化の進展などの大きな環境変化に直面していることを踏まえると、一刻も早く規制改革を通じた構造改革を行うことが必要である。</p> <p>こうした考え方の下、政府はこれまで構造改革の推進に努めて</p>

きたところであるが、我が国の経済は、現下の世界の金融資本市場の危機を契機に、景気の下降局面にあり、雇用情勢が急速に悪化しつつある。

この状況を克服するとともに、今後、人口減少等の大きな環境変化の中で、我が国の経済が安定的な成長を続けていくには、イノベーション等による「地域成長力の強化」、「地域生活基盤の確保」、「低炭素社会づくり」等を通じ、経済全体として生産性を大幅に上昇させなければならず、規制改革を通じた構造改革は引き続き重要である。

(2) 略

## 2. 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本方針

### (1) 基本理念

#### ① 特区制度の推進

(略)

さらに、地域活性化統合本部会合の下、地方再生戦略を一元的に実行する体制をつくり、構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）、地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画の認定に一体的に取り組むなど、取組相互の有機的な連携を推進する。

#### ② 提案の募集の実施

特区制度においては、現場の声をより重視して規制改革を進めるため、あらゆる分野の国の規制について誰もが正面から提

きたところであり、日本経済は、長い停滞のトンネルをようやく抜け出すことができた。

しかしながら、今後、人口減少等の大きな環境変化の中で、日本経済が安定的な成長を続けていくには、イノベーション等を通じ、経済全体として生産性を大幅に上昇させなければならず、規制改革を通じた構造改革は引き続き重要である。

(2) 略

## 2. 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本方針

### (1) 基本理念

#### ① 特区制度の推進

(略)

さらに、地域活性化統合本部会合の下、地方再生戦略を一元的に実行する体制をつくり、構造改革特別区域計画、地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画の認定を一体的に取り組むなど、取組相互の有機的な連携を推進している。

#### ② 提案の募集の実施

特区制度においては、現場の声をより重視して規制改革を進めるため、あらゆる分野の国の規制についてだれもが正面から

案できる場を設けることが重要である。

このため、定期的に地方公共団体や民間事業者等から幅広く新たな規制の特例措置の整備等についての提案を募集し、それらの提案について実現するためにはどうすればいいかという方向で検討を行うものとする。

(略)

### ③評価の実施

(略)

規制の特例措置の全国展開とは、現在、規制の特例措置により実現している規制改革について、特区計画の認定制度によらず、当該規制が本来規定されている法律、政令又は主務省令（告示を含む。以下同じ。）（以下「法令」という。）の改正等を行うことにより、全国規模で規制改革の成果を享受できるよう措置することである。

(略)

地域性が強い規制の特例措置とは、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域活性化策として意義が大きいものである。

(略)

### ④評価・調査委員会

このような基本理念に基づき、特区制度を推進するために、

提案できる場を設けることが重要である。

このため、定期的に地方公共団体や民間事業者等から幅広く新たな規制の特例措置の整備等についての提案を募集し、それらの提案について「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で検討を行うものとする。

(略)

### ③評価の実施

(略)

規制の特例措置の全国展開とは、現在、規制の特例措置により実現している規制改革について、構造改革特別区域計画の認定制度によらず、当該規制が本来規定されている法律、政令又は主務省令（告示を含む。以下同じ。）（以下「法令」という。）の改正等を行うことにより、全国規模で規制改革の成果を享受できるよう措置することである。

(略)

地域性が強い規制の特例措置とは、特区として認定を受けて実施されることにより地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域活性化策として意義が大きいものである。

(略)

### ④評価・調査委員会

このような基本理念に基づき、引き続き特区制度を推進する

構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）に、有識者からなる評価・調査委員会を設置した。

⑤ 略

## (2) 提案の募集に関する基本方針

### ①提案の募集

#### i) 募集の対象

提案は、地方公共団体及び民間事業者等を含め、誰からのものであっても受け付ける。

(略)

1つのプロジェクトを実現する上で複数の規制が障害となっているために、複数の規制の特例措置を組み合わせることを求める提案については、「プロジェクト型提案」として一括して受け付けるものとする。

#### ii) 募集の方法

##### ア) 募集に向けた取組

本部の事務を処理する内閣官房（以下単に「内閣官房」という。）は、提案の募集に向けて、特区制度の説明を行うとともに提案に向けた相談に応じるものとし、その際必要に応じて、全国各地に出向くものとする。また、関係省庁は、内閣官房が特区制度の説明や提案に向けた相談に応じるに当たって、必要な情報提供を行うものとする。

ため、これまでの評価委員会の機能を拡充し、平成19年5月を  
目途に、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）に、  
有識者からなる評価・調査委員会を新たに設置する。

⑤ 略

## (2) 提案の募集に関する基本方針

### ①提案の募集

#### i) 募集の対象

提案は、地方公共団体及び民間事業者等を含め、だれからのものであっても受け付ける。

(略)

1つのプロジェクトを実現する上で複数の規制が障害となっていることから、複数の規制の特例措置を組み合わせることを求める提案については、「プロジェクト型提案」として一括して受け付けるものとする。

#### ii) 募集の方法

##### ア) 募集に向けた取組

本部の事務を処理する内閣官房（以下単に「内閣官房」という。）は、提案の募集に向けて、特区制度の説明を行うとともに提案に向けた相談に応じるものとし、その際必要に応じて、全国各地に出向くものとする。また、関係省庁は、内閣官房が提案に向けた相談に応じるに当たって、必要な情報提供を行うものとする。

なお、特区制度の説明や提案に向けた相談は、全国各地への専門家の派遣、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室の活用等の地域活性化策の取組と連携して行うものとする。

イ) 略

### iii) 募集のスケジュール

毎年度第1回目の提案募集は6月を目途に、第2回目は10月を目途に実施することとする。

## ②提案の検討基準・プロセス

(略)

内閣官房と関係省庁との調整においては、特区は、地方公共団体が自発的な立案に基づき責任を持って実施し、国はそれを事後的に評価する制度であることを十分踏まえ、地方公共団体や民間等からの提案を少なくとも特区において実現するためにはどうすればいいかという方向で検討する。

その際、プロジェクト型提案については、内閣官房が関係省庁を一堂に集めて協議を実施するなどにより、プロジェクト全体が実現するためにはどうすればいいかという方向で検討する。

(略)

本部は、内閣官房と関係省庁との調整の結果を踏まえ、以下の基準に基づき、提案に関する対応方針を決定する。

なお、特区制度の説明や提案に向けた相談は、全国各地への専門家の派遣、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室の設置等の地域活性化策の取組と連携して行うものとする。

イ) 略

### iii) 募集のスケジュール

平成20年度における第1回目の提案募集は6月に、第2回目は10月を目途に実施することとする。

## ②提案の検討基準・プロセス

(略)

内閣官房と関係省庁との調整においては、特区は、地方公共団体が自発的な立案に基づき責任を持って実施し、国はそれを事後的に評価する制度であることを十分踏まえ、地方公共団体や民間等からの提案を「少なくとも特区において実現するためにはどうすればいいか。」という方向で検討する。

その際、プロジェクト型提案については、内閣官房が関係省庁を一堂に集めて協議を実施するなどにより、「プロジェクト全体が実現するためにはどうすればいいか。」という方向で検討する。

(略)

本部は、内閣官房と関係省庁との調整の結果を踏まえ、以下の基準に基づき、提案に関する対応方針を決定する。

i) 略

ii) 関係省庁において今後前向きに検討を進める規制等の改革  
(略)

③評価・調査委員会による調査審議

i) 本部長の諮問  
(略)

なお、本部長は、提案のほか、他の関係機関から特区において規制の特例措置を講ずべき事項について検討を要請された場合には、この事項についても評価・調査委員会に諮問することができる。

ii) 調査審議の方法

評価・調査委員会で提案について調査審議する場合には、迅速かつ適確に調査審議を行うため、必要に応じて、提案者、関係省庁、有識者等からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

iii) 略

(3) 評価に関する基本方針

①評価のスケジュール

毎年度原則として10月から3月まで行うものとする。

i) 略

ii) 関係省庁において今後検討を進める規制等の改革  
(略)

③評価・調査委員会による調査審議

i) 本部長の諮問  
(略)

なお、本部長は、提案のほか、他の関係機関から特区において規制の特例措置を講ずべき事項について検討を要請された場合には、評価・調査委員会にこの事項についても諮問することができる。

ii) 調査審議の方法

評価・調査委員会で提案について調査審議する場合には、迅速かつ適確に調査審議を行うため、必要に応じて、地方公共団体等の提案者及び関係省庁の双方から意見を聴取できることとする。

iii) 略

(3) 評価に関する基本方針

①評価のスケジュール

平成20年度における評価は、10月から3月まで行うものとする。

## ②評価基準

### i) 規制の特例措置の在り方に関する評価基準

規制の特例措置の在り方について、以下の基準により評価を行う。

ア) 略

イ) 特区において当分の間存続

地域性が強い、すなわち、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域の活性化として意義が大きいと認められる場合

ウ) ～オ) (略)

### ii) 関連する規制等の改革に関する評価基準

また、当該規制の特例措置に関連する規制等の改革について、関連する規制等が妨げとなっていないか等の観点からの提案（以下「関連提案」という。）等があった場合には以下の基準により評価を行う。

ア) 略

イ) 関係省庁において今後前向きに検討を進める規制等の改革

## ③評価時期の設定

(略)

## ②評価基準

### i) 規制の特例措置の在り方に関する評価基準

規制の特例措置の在り方について、以下の基準により評価を行う。

ア) 略

イ) 特区において当分の間存続

地域性が強い、すなわち、特区として認定を受けて実施されることにより地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域の活性化として意義が大きいと認められる場合

ウ) ～オ) (略)

### ii) 関連する規制等の改革に関する評価基準

また、当該規制の特例措置に関連する規制等の改革について、関連する規制等が妨げとなっていないか等の観点からの提案（以下「関連提案」という。）等があった場合には以下の基準により評価を行う。

ア) 略

イ) 関係省庁において今後検討を進める規制等の改革

## ③評価時期の設定

(略)



そのため、規制所管省庁の長は、規制の特例措置について、適用される特区計画が初めて認定された場合には、当該特区計画における目標、特定事業の内容、開始の日等を踏まえ、当該特区計画の認定から1か月以内に調査スケジュールを作成し、本部に提出しなければならない。

(略)

#### ④ 拡充提案・関連提案の募集

(略)

そのため、内閣官房は、評価に至る直前の提案の募集を行う際に、拡充提案及び関連提案の募集の対象となる規制の特例措置を公表するとともに、当該規制の特例措置に係る特区計画の認定を受けている地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対して、拡充提案及び関連提案を募集する旨通知するものとする。

(略)

#### ⑤ ニーズ調査の実施

評価を予定する規制の特例措置のうち実施が少ないものについては、評価に至る前に、内閣官房は、更なる実施の可能性について調査（以下「ニーズ調査」という。）を行うものとする。

(略)

#### ⑥ 略

そのため、規制所管省庁の長は、規制の特例措置について、適用される構造改革特別区域計画が初めて認定された場合には、当該構造改革特別区域計画における目標、特定事業の内容、開始の日等を踏まえ、当該構造改革特別区域計画の認定から1か月以内に、調査スケジュールを作成し、本部に提出しなければならない。

(略)

#### ④ 拡充提案・関連提案の募集

(略)

そのため、内閣官房は、評価に至る直前の提案の募集を行う際に、拡充提案及び関連提案の募集の対象となる規制の特例措置を公表するとともに、当該規制の特例措置に係る構造改革特別区域計画の認定を受けている地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対して、拡充提案及び関連提案を募集する旨通知するものとする。

(略)

#### ⑤ ニーズ調査の実施

評価を予定する規制の特例措置のうち実施が少ないものについては、評価に至る前に、内閣官房は、さらなる実施の可能性について調査（以下「ニーズ調査」という。）を行うものとする。

(略)

#### ⑥ 略

(4) 規制の特例措置に準じた措置に関する基本方針

法に定める特区制度の対象となる規制は、法令で定められているものであるが、法附則第5条を踏まえ、訓令又は通達による規制についても、特区制度において本基本方針の適用に当たっては、法令で定められている規制と同一の扱いとする。

(5) 略

(6) 関係機関等との連携に関する基本方針

①～④ (略)

3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

(1) 特区計画の認定に関する基本方針

地方公共団体の作成した特区計画については、3. に定める事項を満たす場合には認定するものとし、その数は限定しない。

したがって、内閣総理大臣の認定に関する事務を行う内閣府(以下単に「内閣府」という。)は、地方公共団体の特区計画を選抜していくという「査定」をするのではなく、3. に定める事項を満たすように助言その他の支援をしていくという姿勢で対応するものとする。

また、内閣官房は、提案の募集に向けた相談等の機会には、内閣府と連携し、既存の特例措置の活用による特区計画の策定につい

(4) 規制の特例措置に準じた措置に関する基本方針

法に定める特区制度の対象となる規制は、法令で定められているものであるが、法附則第5条を踏まえ、訓令又は通達による規制についても、特区制度において本構造改革特別区域基本方針の適用に当たっては、法令で定められている規制と同一の扱いとする。

(5) 略

(6) 関係機関等との連携に関する基本方針

①～④ (略)

3. 構造改革特別区域計画の認定に関する基本的な事項

(1) 構造改革特別区域計画の認定に関する基本方針

地方公共団体の作成した構造改革特別区域計画については、3. に定める事項を満たす場合には認定するものとし、その数は限定しない。

したがって、内閣総理大臣の認定に関する事務を行う内閣府(以下単に「内閣府」という。)においては、地方公共団体の構造改革特別区域計画を選抜していくという「査定」をするのではなく、3. に定める事項を満たすように助言その他の支援をしていくという姿勢で対応するものとする。

て、情報提供を行うものとする。

また、特区計画の全体が、3. のすべてを満たさない場合であっても、内閣総理大臣は、認定基準を満たさない部分を除外するなど、一定の条件を付すことにより、特区計画を認定することができる。

なお、既に特区計画の認定を受けている地方公共団体においても、新たに追加された規制の特例措置を特区内で実施するために、特区計画の変更を申請することができる。

#### ①特区計画の認定申請のスケジュール等

地方公共団体が作成する特区計画の認定申請の受付は、毎年度5月、9月及び1月を目途に実施することとし、具体的なスケジュールは別途、内閣府が定める（規制の特例措置の追加に係る特区計画の変更認定申請の受付も同じ）。

また、特区計画の認定申請と同時に、同一地方公共団体からの地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画を受け付けて、一体的に認定することができる。

（略）

#### ②特区計画の認定申請に当たっての基本的事項

i) 略

また、構造改革特別区域計画の全体が、3. のすべてを満たさない場合であっても、内閣総理大臣は、認定基準を満たさない部分を除外するなど、一定の条件を付すことにより、構造改革特別区域計画を認定することができる。

なお、既に構造改革特別区域計画の認定を受けている地方公共団体においても、新たに追加された規制の特例措置を特区内で実施するために、構造改革特別区域計画の変更を申請することができる。

#### ①構造改革特別区域計画の認定申請のスケジュール等

平成20年度における地方公共団体が作成する構造改革特別区域計画の認定申請の受付は、5月、9月及び平成21年1月を目途に実施することとし、具体的なスケジュールは別途、内閣府が定める（規制の特例措置の追加に係る構造改革特別区域計画の変更認定申請の受付も同じ）。

平成20年1月からは、構造改革特別区域計画の認定申請と同時に、同一地方公共団体からの地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画を受け付けて、一体的に認定できることとしてい

る。

（略）

#### ②構造改革特別区域計画の認定申請に当たっての基本的事項

i) 略

ii) 特区の範囲

(略)

iii) 特区計画に記載すべき事項

特区計画に記載すべき事項については、法第4条第1項の規定に基づき、記載の様式、詳細な事項について内閣府令において定められているが、詳細な記載方法の手引については、本部のホームページ上において公開する。

iv) 略

③ 特区計画の作成に当たって必要な事項

地方公共団体は、下記の事項に従って特区計画を作成する必要がある。

ア) ~オ) (略)

④ 特区計画認定の基準

法第4条第8項各号に定める基準の具体的な事項は以下のとおりである。

i) 1号基準 (特区基本方針に適合すること)

ア) 「構造改革の推進等の意義及び目標」と合致していること

地方公共団体が特区計画を作成するに当たって、上記1. に定める構造改革の推進等の意義及び目標に合致している

ii) 構造改革特別区域の範囲

(略)

iii) 構造改革特別区域計画に記載すべき事項

構造改革特別区域計画に記載すべき事項については、法第4条第1項の規定に基づき、記載の様式、詳細な事項について内閣府令において定められているが、詳細な記載方法の手引については、本部のホームページ上において公開する。

iv) 略

③ 構造改革特別区域計画の作成に当たって必要な事項

地方公共団体は、下記の事項に従って構造改革特別区域計画を作成する必要がある。

ア) ~オ) (略)

④ 構造改革特別区域計画認定の基準

法第4条第8項各号に定める基準の具体的な事項は以下のとおりである。

i) 1号基準 (構造改革特別区域基本方針に適合すること)

ア) 「構造改革の推進等の意義及び目標」と合致していること

地方公共団体が構造改革特別区域計画を作成するに当たって、上記1. に定める構造改革の推進等の意義及び目標

ことを立証する必要がある。

その際、特区計画の内容が、地域特性に応じた地域活性化のみならず、上記1.(2)ア)に示したように、将来全国的な構造改革へと波及し得るような地域発の構造改革たり得るものであることに留意する必要がある。

イ)「特区計画の認定に関する基本的な事項」と合致していること

特区計画に記載されている事項が、上記③ア)からオ)を満たすことが判断基準である。

ii) 2号基準（当該特区計画の実施が当該特区に対し適切な経済的社会的効果を及ぼすものであること）

特区において特区計画に定める事業を総合的に行うことにより期待される経済的社会的効果が、具体的かつ合理的に説明されていることが判断基準である。実施しようとしている事業の性格にもよるが、生産額の増加や雇用の増加など可能な限り定量的に示すべきである。

iii) 3号基準（円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること）

特区計画が認定された場合に

ア)・イ) (略)

が判断基準である。なお、特区計画の申請時点では規制の特

に合致していることを立証する必要がある。

その際、構造改革特別区域計画の内容が、地域特性に応じた地域活性化のみならず、上記1.(2)ア)に示したように、将来全国的な構造改革へと波及し得るような地域発の構造改革たり得るものであることに留意する必要がある。

イ)「構造改革特別区域計画の認定に関する基本的な事項」と合致していること

構造改革特別区域計画に記載されている事項が、上記③ア)からオ)を満たすことが判断基準である。

ii) 2号基準（当該構造改革特別区域計画の実施が当該構造改革特別区域に対し適切な経済的社会的効果を及ぼすものであること）

特区において構造改革特別区域計画に定める事業を総合的に行うことにより期待される経済的社会的効果が、具体的かつ合理的に説明されていることが判断基準である。実施しようとしている事業の性格にもよるが、生産額の増加や雇用の増加など可能な限り定量的に示すべきである。

iii) 3号基準（円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること）

構造改革特別区域計画が認定された場合に

ア)・イ) (略)

が判断基準である。なお、構造改革特別区域計画の申請時点

例措置を受ける主体が特定されていない場合には、内閣総理大臣は計画の認定の日から1年以内に同主体を特定することを条件として、特区計画を認定することができる。

⑤関係行政機関の長による同意の手続

内閣総理大臣は、地方公共団体から申請のあった特区計画を認定すべきであると判断した場合は、法第4条第9項に基づき期限を付して個別の規制の特例措置について当該規制所管省庁の長に対して文書にて同意を求めるものとする。

(略)

規制所管省庁の長は、特区計画に記載された規制の特例措置が別表1に定める「同意の要件」及びこれについて規定した別表1に即して定められる法令（以下「同意の要件等」という。）に適合していれば、特区計画に記載された特例措置の内容が「特例措置の内容等」に明らかに反する場合を除き、同意するものとする。

規制所管省庁の長が不同意と回答する場合には、特区計画に記載された規制の特例措置について、どの部分が「同意の要件等」又は「特例措置の内容等」を満たしていないのかについて、具体的な理由を付すものとする。規制所管省庁の長は不同意と回答しようとする場合には、あらかじめ内閣総理大臣にその旨を申し出るものとし、内閣総理大臣は当該特区計画の認定を行う前に、当該特区計画を作成した地方公共団体及び規制所管省庁から事実の確認等を行い、所要の調整を図るものとする。

では規制の特例措置を受ける主体が特定されていない場合には、内閣総理大臣は計画の認定の日から1年以内に同主体を特定することを条件として、構造改革特別区域計画を認定することができる。

⑤関係行政機関の長による同意の手続

内閣総理大臣は地方公共団体から申請のあった構造改革特別区域計画を認定すべきであると判断した場合は、法第4条第9項に基づき期限を付して個別の規制の特例措置について当該規制所管省庁の長に対して文書にて同意を求めるものとする。

(略)

規制所管省庁の長は、構造改革特別区域計画に記載された規制の特例措置が別表1に定める「同意の要件」及びこれについて規定した別表1に即して定められる法令（以下「同意の要件等」という。）に適合していれば、構造改革特別区域計画に記載された特例措置の内容が「特例措置の内容等」に明らかに反する場合を除き、同意するものとする。

規制所管省庁の長が不同意と回答する場合には、構造改革特別区域計画に記載された規制の特例措置についてどのような部分が「同意の要件等」又は「特例措置の内容等」を満たしていないのかについて、具体的な理由を付すものとする。規制所管省庁の長は不同意と回答しようとする場合には、あらかじめ内閣総理大臣にその旨を申し出るものとし、内閣総理大臣は当該構造改革特別区域計画の認定を行う前に、当該構造改革特別区域計画を作成した地方公共団体及び規制所管省庁から事実の確

また、規制所管省庁の長は、同意する場合にあっては、当該特区計画の認定に当たって「同意の要件等」に関する条件を付すことを、内閣総理大臣に対して求めることができる。

⑥認定しなかった場合、不同意の場合の理由等の通知

地方公共団体が作成する特区計画を内閣総理大臣が認定しなかった場合及び認定した場合であっても特区計画に記載された規制の特例措置の一部について規制所管省庁の長が最終的に同意しなかった場合においては、その理由を当該地方公共団体に書面又は電磁的方法により通知するものとする。

⑦規制の特例措置が適用されなくなる場合の対応

規制の特例措置が全国展開される場合、規制の特例措置が廃止される場合、規制の特例措置の対象が存在しなくなる場合等、特区において規制の特例措置が適用されなくなる場合には、次の対応によるものとする。

ア) (略)

イ) 規制の特例措置が適用されなくなることにより、規制の特例措置の適用が全く無くなる特区計画については、法第9条に基づき、当該計画を取り消すこととなるが、取消しの対象となる計画を有する地方公共団体に対しては、あらかじめ時間的余裕を持ってその旨を通知するものとする。

認等を行い、所要の調整を図るものとする。

また、規制所管省庁の長は、同意する場合にあっては、当該構造改革特別区域計画の認定に当たって「同意の要件等」に関する条件を付すことを、内閣総理大臣に対して求めることができる。

⑥認定しなかった場合、不同意の場合の理由等の通知

地方公共団体が作成する構造改革特別区域計画を内閣総理大臣が認定しなかった場合及び認定した場合であっても構造改革特別区域計画に記載された規制の特例措置の一部について規制所管省庁の長が最終的に同意しなかった場合においては、その理由を当該地方公共団体に書面又は電磁的方法により通知するものとする。

⑦規制の特例措置が適用されなくなる場合の対応

規制の特例措置が全国展開される場合、規制の特例措置が廃止される場合、規制の特例措置の対象が存在しなくなる場合等、特区において規制の特例措置が適用されなくなる場合には、次の対応によるものとする。

ア) (略)

イ) 規制の特例措置が適用されなくなることにより、規制の特例措置の適用が全く無くなる構造改革特別区域計画については、法第9条に基づき、当該計画を取り消すこととなるが、取消しの対象となる計画を有する地方公共団体に対しては、あらかじめ時間的余裕を持ってその旨を通知する

⑧市町村の合併に伴う対応

市町村の合併に伴い、特区計画の認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合、具体的には新設合併により新たな地方公共団体となる場合及び他の市町村に編入される場合は、当該合併が成立する日以前に、当該計画の作成主体の名称の変更を行うための申請を行うことが必要である。なお、法人格が消滅しない場合、具体的には単に他の市町村を編入する場合には変更の申請を要しない。

⑨重点的に支援を行う特区の指定

新たに追加された規制の特例措置の実施を促進し、可能な限り速やかに成果を示すため、また、規制の特例措置の提案を促進するため、内閣総理大臣は、規制の特例措置の提案者である地方公共団体や民間事業者等が計画の作成主体又は特定事業の実施主体となる特区計画に係る認定に当たって、当該特区を重点的に支援を行う特区として指定することができるものとする。

(略)

⑩認定特区計画の実施の状況の調査及び措置要求

規制の特例措置が特区内において適切に実施されているか、特区計画に記載されているような効果をあげているか、について調査し、必要に応じて規制の特例措置の是正又は廃止や、特

ものとする。

⑧市町村の合併に伴う対応

市町村の合併に伴い、構造改革特別区域計画の認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合、具体的には新設合併により新たな地方公共団体となる場合及び他の市町村に編入される場合は、当該合併が成立する日以前に、当該計画の作成主体の名称の変更を行うための申請を行うことが必要である。なお、法人格が消滅しない場合、具体的には単に他の市町村を編入する場合には変更の申請を要しない。

⑨重点的に支援を行う特区の指定

新たに追加された規制の特例措置の実施を促進し、可能な限り速やかに成果を示すため、また、規制の特例措置の提案を促進するため、内閣総理大臣は、規制の特例措置の提案者である地方公共団体や民間事業者等が計画の作成主体又は特定事業の実施主体となる構造改革特別区域計画に係る認定に当たって、当該特区を重点的に支援を行う特区として指定することができるものとする。

(略)

⑩認定構造改革特別区域計画の実施の状況の調査及び措置要求

規制の特例措置が特区内において適切に実施されているか、構造改革特別区域計画に記載されているような効果をあげているか、について調査し、必要に応じて規制の特例措置の是正又



区計画の改善の要求又は認定の取消しに係る判断の材料とする。

このため、内閣総理大臣は、必要に応じて認定地方公共団体における特区計画の実施の状況について調査を行い、特区計画の変更等が必要であると認められる場合には、法第8条第1項に基づく措置を講ずるものとする。なお、内閣総理大臣が法第8条第1項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

(略)

#### ⑪認定特区計画の取消し

法第8条第1項又は第2項に基づく措置等にもかかわらず、規制の特例措置の実施による弊害等の発生が認められること、規制の特例措置の効果が認められないこと等により、特区計画の認定の取消しが必要な場合には、内閣総理大臣は当該地方公共団体に対して法第9条に基づく措置を講ずるものとする。内閣総理大臣が法第9条に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

#### (2) その他特区計画の認定の円滑化のための基本方針

##### ①特区計画の作成のための法令解釈事前確認制度

法第4条第7項に基づく法令解釈事前確認制度は、地方公共団体が特区計画の案を作成するに当たって、事前に法令の解釈

は廃止や、構造改革特別区域計画の改善の要求又は認定の取消しに係る判断の材料とする。

このため、内閣総理大臣は、必要に応じて認定地方公共団体の特区における構造改革特別区域計画の実施の状況について調査を行い、構造改革特別区域計画の変更等が必要であると認められる場合には、法第8条第1項に基づく措置を講ずるものとする。なお、内閣総理大臣が法第8条第1項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

(略)

#### ⑪認定構造改革特別区域計画の取消し

法第8条第1項又は第2項に基づく措置等にも関わらず、規制の特例措置の実施による弊害等の発生が認められること、規制の特例措置の効果が認められないこと等により、構造改革特別区域計画の認定の取消しが必要な場合には、内閣総理大臣は当該地方公共団体に対して法第9条に基づく措置を講ずるものとする。内閣総理大臣が法第9条に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

#### (2) その他構造改革特別区域計画の認定の円滑化のための基本方針

##### ①構造改革特別区域計画の作成のための法令解釈事前確認制度

法第4条第7項に基づく法令解釈事前確認制度は、地方公共団体が構造改革特別区域計画の案を作成するに当たって、事前

を明確にすることにより、特区制度の円滑な運用を促進するための制度である。

(略)

### ②民間事業者等から地方公共団体への特区計画の案の提案

法第4条第4項及び第5項に基づく民間事業者等による地方公共団体への特区計画の案の作成についての提案は、民間事業者等のニーズを踏まえた真に地域の活性化に資する特区を実現するために設けられた制度である。

地方公共団体は、本条項に基づき民間事業者等から提案を受けた場合には真摯にそれらを検討し、特区計画の案を作成する場合には、民間事業者等からの提案を十分に踏まえたものとするのが望まれる。

また、特区計画の案を作成する必要があると判断したときは、その旨及びその理由を提案した民間事業者等に通知しなければならないが、その場合提案を受け付けてから30日以内に書面又は電磁的方法により回答することが望まれる。

さらに、全国各地への専門家の派遣等の地域活性化策の取組を活用し、内閣府は、特定事業を実施しようとする民間事業者等からの相談を受けた上で、必要に応じ、当該民間事業者等への地方公共団体の動向に関する情報提供や地方公共団体への特区計画の作成に関する助言を行うものとする。

### ③特区計画の認定及び認定の取消しに関する地方公共団体、民

に法令の解釈を明確にすることにより、特区制度の円滑な運用を促進するための制度である。

(略)

### ②民間事業者等から地方公共団体への構造改革特別区域計画の案の提案

法第4条第4項及び第5項に基づく民間事業者等による地方公共団体への構造改革特別区域計画の案の作成についての提案は、民間事業者等のニーズを踏まえた真に地域の活性化に資する特区を実現するために設けられた制度である。

地方公共団体は、本条項に基づき民間事業者等から提案を受けた場合には真摯にそれらを検討し、構造改革特別区域計画の案を作成する場合には、民間事業者等からの提案を十分に踏まえたものとするのが望まれる。

また、構造改革特別区域計画の案を作成する必要があると判断したときは、その旨及びその理由を提案した民間事業者等に通知しなければならないが、その場合提案を受け付けてから30日以内に書面又は電磁的方法により回答することが望まれる。

さらに、全国各地への専門家の派遣等の地域活性化策の取組を活用し、内閣府は、特定事業を実施しようとする民間事業者等との相談を行った上で、必要に応じ、当該民間事業者等への地方公共団体の動向に関する情報提供や地方公共団体への構造改革特別区域計画の作成に関する助言を行うものとする。

### ③構造改革特別区域計画の認定及び認定の取消しに関する地方

#### 間事業者等からの苦情処理・相談窓口

地方公共団体は、法に基づき行う内閣総理大臣の認定及び認定の取消しに関して不服がある場合には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定に基づき国地方係争処理委員会に対し審査の申出をすることができる。しかし、このような事態に至る前に紛争を未然に防ぐため、内閣府に地方公共団体、民間事業者等からの苦情処理等のための相談窓口を設けている。

地方公共団体や民間事業者等は、例えば上記①の法令解釈事前確認制度に基づく関係行政機関の長からの回答が期限まででない場合や、民間事業者等から地方公共団体への提案をしたにもかかわらず地方公共団体から何ら回答がない場合等において、この相談窓口で事実の確認等を求めることができる。

また、苦情相談以外の特区計画の認定等に係る相談については、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室も活用するものとする。

#### ④認定特区計画の円滑かつ確実な実施のための関係行政機関等の配慮等

認定特区計画の円滑かつ確実な実施のため、内閣総理大臣及び関係行政機関の長は認定地方公共団体等に対して積極的に援助を行い、及び協力を行うとともに、関係行政機関の長は、特定事業が通常とは異なる主体により行われ、また、事業の内容も想定外のものとなる場合があること等を踏まえ、特定事業の実施に関する他の制度の許認可等を求められた場合には、その処理に当たって特定事業が円滑かつ迅速に実施されるよう適切

#### 公共団体、民間事業者等からの苦情処理・相談窓口

法に基づき行う内閣総理大臣の認定及び認定の取消しに関して地方公共団体に不服がある場合には、地方自治法の規定に基づき国地方係争処理委員会に対し審査の申出をすることができるが、このような事態に至る前に紛争を未然に防ぐため、内閣府に地方公共団体、民間事業者等からの苦情処理等のための相談窓口を設けた。

地方公共団体や民間事業者等は、例えば上記①の法令解釈事前確認制度に基づく関係行政機関の長からの回答が期限まででない場合や、民間事業者等から地方公共団体への提案をしたにもかかわらず地方公共団体から何ら回答がない場合等において、この相談窓口で事実の確認等を求めることができる。

また、苦情相談以外の構造改革特別区域計画の認定等に係る相談については、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室も活用するものとする。

#### ④認定構造改革特別区域計画の円滑かつ確実な実施のための関係行政機関等の配慮等

認定構造改革特別区域計画の円滑かつ確実な実施のため、内閣総理大臣及び関係行政機関の長は認定地方公共団体等に対して積極的に援助を行い、及び協力を行うとともに、関係行政機関の長は、特定事業が通常とは異なる主体により行われ、また、事業の内容も想定外のものとなる場合があること等を踏まえ、特定事業の実施に関する他の制度の許認可等を求められた場合には、その処理に当たって特定事業が円滑かつ迅速に実施され

な配慮をするものとする。

(略)

**4. 構造改革の推進等に関し政府が講ずべき措置についての計画**

**(1) 提案の募集等に基づき講ずることとなった措置**

① 特区において講ずることとなった規制の特例措置

(略)

規制所管省庁は、別表1に掲げられた規制の特例措置を定める法令の案を作成するに当たっては、別表1に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。また、規制の特例措置を定める政令又は主務省令は、別途、特区計画の認定申請の時期を考慮して、本部において定める時期までのできる限り早い時期に公布し、当該時期に施行するものとする。

(略)

② 略

③ その他提案を実現するための措置

上記2.(2)①に基づき、地方公共団体や民間事業者等からの提案を受けて検討した結果、その他提案を実現するための措置を講ずることとされたものについては、本部で決定するとともに、本部決定後、提案の趣旨を損なわないよう留意し、規制所管省庁が本部において定める時期までに措置するものとする。

るよう適切な配慮をするものとする。

(略)

**4. 構造改革の推進等に関し政府が講ずべき措置についての計画**

**(1) 提案の募集等に基づき講ずることとなった措置**

① 特区において講ずることとなった規制の特例措置

(略)

規制所管省庁においては、別表1に掲げられた規制の特例措置を定める法令の案を作成するに当たっては、別表1に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。また、規制の特例措置を定める政令又は主務省令は、別途、構造改革特別区域計画の認定申請の時期を考慮して、本部において定める時期までのできる限り早い時期に公布し、当該時期に施行するものとする。

(略)

② 略

③ その他提案を実現するための措置

上記2.(2)①に基づき、地方公共団体や民間事業者等からの提案を受けて検討した結果、その他提案を実現するための措置を講ずることとされたものについては、本部で決定するとともに、本部決定後、提案の趣旨を損なわないよう留意し、担当省庁が本部において定める時期までに措置するものとする。

(2) 評価等に基づき政府が講ずることとなった措置

①全国展開することとなった規制の特例措置

特区で実施する規制の特例措置について、本部において上記2.(3)②i)ア)の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び規制所管省庁が自ら全国展開するものについては、別表1から削除するとともに、実施時期、全国展開の実施内容を明示して、別表2として決定し、速やかに必要な法令の改正等を行うものとする。なお、規制所管省庁が自ら全国展開しようとする場合には、内閣官房は必要に応じて規制所管省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

(略)

②拡充、是正又は廃止等をすることとなった規制の特例措置

本部において2.(3)②i)ウ)、エ)又はオ)の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び規制所管省庁が自ら拡充するものについては、別表1を改定し、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、規制所管省庁が自ら拡充しようとする場合には、内閣官房は必要に応じて規制所管省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。また、規制の特例措置の前提となる制度自体が廃止又は抜本的に変更されることにより、規制の特例措置の必要性もなくなる場合には、内閣官房は必要に応じて規制所管省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

(略)

(2) 評価に基づき政府が講ずることとなった措置

①全国展開することとなった規制の特例措置

特区で実施する規制の特例措置について、本部において上記2.(3)②i)ア)の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び規制所管省庁が自ら全国展開するものについては、別表1から削除するとともに、実施時期、全国展開の実施内容を明示して、別表2として決定し、速やかに必要な法令の改正等を行うものとする。なお、規制所管省庁が自ら全国展開しようとする場合には、内閣官房は必要に応じて評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

(略)

②拡充、是正又は廃止することとなった規制の特例措置

本部において2.(3)②i)ウ)、エ)又はオ)の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び規制所管省庁が自ら拡充するものについては、別表1を改定し、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、規制所管省庁が自ら拡充しようとする場合には、内閣官房は必要に応じて評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

(略)

### ③関連する規制等の改革

本部において規制の特例措置に関連する規制等の改革を実施するものとして評価に関する対応方針が決定された場合及び規制所管省庁が自ら関連する規制等の改革を実施とした場合は、特区において講ずるものについては上記（１）①と同様の取扱いを、全国で実施するものについては上記（１）②と同様の取扱いを、その他のものについては上記（１）③と同様の取扱いを、それぞれ行うものとする。なお、規制所管省庁が自ら関連する規制等の改革を実施しようとする場合には、内閣官房は必要に応じて規制所管省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

### ③関連する規制等の改革

本部において規制の特例措置に関連する規制等の改革を実施するものとして評価に関する対応方針が決定された場合及び規制所管省庁が自ら関連する規制等の改革を実施とした場合は、特区において講ずるものについては上記（１）①と同様の取扱いを、全国で実施するものについては上記（１）②と同様の取扱いを、その他のものについては上記（１）③と同様の取扱いを、それぞれ行うものとする。なお、規制所管省庁が自ら関連する規制等の改革を実施しようとする場合には、内閣官房は必要に応じて評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

改正案	現 行
<p>(略)</p> <p>① 略</p> <p>②「自立」の原則 地域の資源や知恵をいかして、経済的に、また、社会的に自立に向けて頑張る計画を集中的に支援する。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>その際、「地方再生戦略」に基づき、ブロック別担当参事官が、地域再生のみならず、都市再生、構造改革特区、中心市街地活性化に関する相談に一元的に対応するものとし、この体制の下でこれらの取組を一体的に実施するとともに、各省庁における地方再生の取組と有機的に連携しながら、政府を挙げて総合的な支援を推進するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>① 略</p> <p>②「自立」の原則 地域の資源や知恵を<u>生かして</u>、経済的に、また、社会的に自立に向けて頑張る計画を集中的に支援する。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>その際、「地方再生戦略」の「<u>第2 地方再生の総合的推進</u>」に基づき、ブロック別担当参事官が、地域再生のみならず、都市再生、構造改革特区、中心市街地活性化に関する相談に一元的に対応するものとし、この体制の下でこれらの取組を一体的に実施するとともに、各省庁における地方再生の取組と有機的に連携しながら、政府を挙げて総合的な支援を推進するものとする。</p>
<p>1 略</p> <p>2 地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針</p> <p>(略)</p> <p>さらに、地域活性化統合本部会合の下、地方再生戦略を一元的に実行する体制をつくり、構造改革特別区域計画、地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画の認定を一体的に取り組むなど、</p>	<p>1 略</p> <p>2 地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針</p> <p>(略)</p> <p>さらに、地域活性化統合本部会合の下、地方再生戦略を一元的に実行する体制をつくり、構造改革特別区域計画、地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画の認定を一体的に取り組むなど、</p>

取組相互の有機的な連携を推進している。

1) 知恵と工夫の競争のサポート・促進

- ① 略
- ② 「地域の知の拠点再生プログラム」の推進  
(略)
- ③ 「地域の雇用再生プログラム」の推進  
(略)
- ④ 「地域のつながり再生プログラム」の推進

取組相互の有機的な連携を推進している。

これらを踏まえ、地域再生本部では、地域再生計画を推進する地域に対する、各省庁連携による重点的・集中的な支援を充実させるため、「地域の地球温暖化対策推進プログラム」を新たに取りまとめるとともに、昨年度までに取りまとめた「地域の雇用再生」、「地域のつながり再生」、「地域の再チャレンジ」、「地域の交流・連携推進」、「地域の産業活性化」、「地域の知の拠点再生」の6つのプログラムへの新たな施策の追加等について、平成20年3月7日に決定し、政府一体となった地域への支援を強化することとしたところであり、今後とも地域活性化策の一環として、地域再生のための施策を展開する。

1) 知恵と工夫の競争のサポート・促進

- ① 略
- ② 「地域の知の拠点再生プログラム」(平成20年3月7日改定)の推進  
(略)
- ③ 「地域の雇用再生プログラム」(平成20年3月7日改定)の推進  
(略)
- ④ 「地域のつながり再生プログラム」(平成20年3月7日改定)



<p>(略)</p> <p>⑤ 「地域の再チャレンジ推進プログラム」の推進 (略)</p> <p>⑥ 「地域の交流・連携推進プログラム」の推進 (略)</p> <p>⑦ 「地域の産業活性化プログラム」の推進 (略)</p> <p>このため、「経済成長戦略大綱」(平成18年7月6日財政・経済一体改革会議決定 <u>平成20年6月27日改定</u>)において、<u>「農商工連携の促進、地域発イノベーションの加速、地域資源を活用した地域産業の発展、コミュニティビジネスの振興、地域の強みを活かした企業立地等の促進、公的サービスのコスト低減・質的向上などを総合的に推進するとともに、地域の声を踏まえつつ、地域が創造力を発揮して作成する地域再生計画について、省庁連携により一体的・重点的に支援する施策の充実を図る。」</u>とされたことを踏まえ、地域への企業立地の促進、中小企業の再生と地域資源をいかした産業の活性化、森林整備の推進とバイオマス資源の活用を通じた産業の</p>	<p>の推進 (略)</p> <p>⑤ 「地域の再チャレンジ推進プログラム」(<u>平成20年3月7日改定</u>)の推進 (略)</p> <p>⑥ 「地域の交流・連携推進プログラム」(<u>平成20年3月7日改定</u>)の推進 (略)</p> <p>⑦ 「地域の産業活性化プログラム」(<u>平成20年3月7日改定</u>)の推進 (略)</p> <p>このため、「経済成長戦略大綱」(平成18年7月6日財政・経済一体改革会議決定 <u>平成19年6月19日改定</u>)において、「<u>地域資源を活用した地域産業の発展、コミュニティビジネスの振興、地域の強みを活かした企業立地等の促進、公的サービスのコスト低減・質的向上などを総合的に推進するとともに、地域の声を踏まえつつ、地域が創造力を発揮して作成する地域再生計画について、省庁連携により一体的・重点的に支援する施策の充実を図る。」</u>とされたことを踏まえ、地域への企業立地の促進、中小企業の再生と地域資源をいかした産業の活性化、森林整備の推進とバイオマス資源の活用を通じた産業の活性化、地域への対日投資促進、高度人材による</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>活性化、地域への対日投資促進、高度人材による産業の活性化、地域密着型金融の推進、地域イノベーションの推進を目的とした施策を推進する。</p> <p>⑧ 「地域の地球温暖化対策推進プログラム」の推進 (略)</p> <p>⑨ 略</p> <p>2) ~ 5) 略</p> <p>6) その他の措置</p> <p>(略)</p> <p>地域再生に資する施策について、民間事業者、地方公共団体等から<u>毎年度6月を目途に提案募集を行うことを原則とし、具体的なスケジュールは別途、内閣官房が決定し、公表する。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>3 地域再生計画の認定に関する基本的な事項</b></p> <p>1)・2) 略</p> <p>3) 地域再生計画の認定手続</p>	<p>産業の活性化、地域密着型金融の推進、地域イノベーションの推進を目的とした施策を推進する。</p> <p>⑧ 「地域の地球温暖化対策推進プログラム」(<u>平成20年3月7日決定</u>)の推進 (略)</p> <p>⑨ 略</p> <p>2) ~ 5) 略</p> <p>6) その他の措置</p> <p>(略)</p> <p>地域再生に資する施策について、民間事業者、地方公共団体等から<u>平成20年6月に提案募集を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>3 地域再生計画の認定に関する基本的な事項</b></p> <p>1)・2) 略</p> <p>3) 地域再生計画の認定手続</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

① 地域再生計画の認定申請

地域再生計画の認定の申請の受付については、毎年度5月、9月及び1月を目途に実施することを原則とし、具体的なスケジュールは別途、内閣府が決定し、公表する。

また、地域再生計画の認定申請と同時に、同一地方公共団体からの構造改革特別区域計画及び中心市街地活性化基本計画を受け付けて、一体的に認定することができる。

(略)

② 地域再生計画の記載事項

地域再生計画の記載事項は、法第5条第2項及び第3項並びに内閣府令で定めるとおりである。なお、同項第3号イ、ロ又はハの事業として記載できる事項は、それぞれ法第19条第2項の交付金の種類ごとに定める施設の範囲に限るものとする。

(略)

③・④ 略

4) 略

5) 地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置

① 地域再生計画の認定申請

地域再生計画の認定の申請の受付については、平成20年5月、9月及び平成21年1月を目途に実施することを原則とし、具体的なスケジュールは別途、内閣府が決定し、公表する。

平成20年1月からは、地域再生計画の認定申請と同時に、同一地方公共団体からの構造改革特別区域計画及び中心市街地活性化基本計画を受け付けて、一体的に認定できている。

(略)

② 地域再生計画の記載事項

地域再生計画の記載事項は、法第5条第2項及び第3項並びに内閣府令で定めるとおりである。なお、同項第4号イ、ロ又はハの事業として記載できる事項は、それぞれ法第21条第2項の交付金の種類ごとに定める施設の範囲に限るものとする。

(略)

③・④ 略

4) 略

5) 地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置

① 略

② 再チャレンジ支援寄附金税制

法第14条により、認定地域再生計画に記載されている事業を行う特定地域雇用会社に対し、法人が当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的とする寄附をした場合に、認定地方公共団体が要件に該当することを確認したときは、当該法人に対する法人税の課税について損金算入の特例を適用する。

地域再生計画に記載すべき事業は、高年齢者、障害者等（以下「高年齢者等」）の就職困難者を雇用することを通じて地域における雇用機会の創出等地域再生に資するものとして内閣府令で定めるものとする。

特定地域雇用会社は、内閣府令で定める常時雇用する高年齢者等の数その他の要件に該当するものとして認定地方公共団体が指定する会社とする。

(削る)

① 略

② 再チャレンジ支援寄附金税制

イ 直接型寄附税制

法第14条により、認定地域再生計画に記載されている事業を行う特定地域雇用会社に対し、法人が当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的とする寄附をした場合に、認定地方公共団体が要件に該当することを確認したときは、当該法人に対する法人税の課税について損金算入の特例を適用する。

地域再生計画に記載すべき事業は、高年齢者、障害者等（以下「高年齢者等」）の就職困難者を雇用することを通じて地域における雇用機会の創出等地域再生に資するものとして内閣府令で定めるものとする。

特定地域雇用会社は、内閣府令で定める常時雇用する高年齢者等の数その他の要件に該当するものとして認定地方公共団体が指定する会社とする。

ロ 間接型寄附税制

法第19条により、認定地域再生計画に記載されている事業を行うことを主たる目的とする特定地域雇用等促進法人に対し、個人又は法人が寄附又は贈与をした場合に、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例を適用する。

地域再生計画に記載すべき事業は、

a. 高年齢者の雇用に関し、その意欲及び能力に応じて

	<p><u>職域の拡大又は勤務時間制度の弾力化その他の雇用管理の改善を行う事業主に対して助成を行う事業</u></p> <p><u>b. 障害者の雇用に関し、障害者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じた作業施設の改善又は職域の拡大その他の雇用管理の改善を行う事業主に対して助成を行う事業</u></p> <p><u>c. 青年の雇用に関し、その有する能力を正当に評価するための募集方法の改善その他の雇用管理の改善を行う事業主に対して助成を行う事業</u></p> <p><u>d. 次世代育成支援対策（次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第2条に規定する次世代育成支援対策をいう。）を講じている事業主に対して助成を行う事業</u></p> <p><u>など地域における雇用機会の創出等地域再生に資するものとして内閣府令で定めるものとする。</u></p> <p><u>特定地域雇用等促進法人は、上記事業を行うことを主たる目的とする公益法人であって、内閣府令で定める要件に該当するものとして認定地方公共団体が指定する公益法人とする。</u></p> <p><u>なお、平成20年12月1日以降は、地域再生法の一部を改正する法律（平成20年法律第36号）附則第2条により、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団</u></p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

③ 地域再生のための交付金の活用

イ 法第19条第1項により、認定地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、次の種類の交付金を、次の施設の整備に充てられるものとして交付する。

a・b 略

c. 港整備交付金 地方港湾の港湾施設又は第一種漁港若しくは第二種漁港の漁港施設（両方の施設整備を行う場合に限る。）

ロ・ハ 略

④ 地域再生支援利子補給金

イ 法第20条第1項により、政府は、認定地域再生計画に記載された事業（地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業とする。）を実施するのに必要な資金の貸付けを行う金融機関であって、内閣総理大臣が指定するもの（以下「指定金融機関」という。）と地域再生支援利子補給金（以下「利子補給金」という。）を支給する旨の契約を結ぶことができることとし、予算の範囲内で、利子補給金を支給することとする。

ロ・ハ 略

法人が指定の対象となる。

③ 地域再生のための交付金の活用

イ 法第21条第1項により、認定地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、次の種類の交付金を、次の施設の整備に充てられるものとして交付する。

a・b 略

c. 港整備交付金 地方港湾の港湾施設又は第一種漁港の漁港施設（両方の施設整備を行う場合に限る。）

ロ・ハ 略

④ 地域再生支援利子補給金

イ 法第22条第1項により、政府は、認定地域再生計画に記載された事業（地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業とする。）を実施するのに必要な資金の貸付けを行う金融機関であって、内閣総理大臣が指定するもの（以下「指定金融機関」という。）と地域再生支援利子補給金（以下「利子補給金」という。）を支給する旨の契約を結ぶことができることとし、予算の範囲内で、利子補給金を支給することとする。

ロ・ハ 略

⑤ 補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化

補助対象財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象財産の転用を弾力的に認めるとともに、手続を簡素合理化することとし、法第21条により、認定地域再生計画に基づき、補助対象財産を補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合には、地域再生計画の認定を受けたことをもって、補助金等適正化法第22条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなすこととする。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認める。

なお、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、有償の譲渡・貸付の場合に国庫納付を求めること、当該補助対象財産に係る行政需要への対応状況の提出を求めることなど、必要最小限の条件を付すことができるものとする。

(略)

⑥ 略

6) 地域再生計画と連動した支援措置

⑤ 補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化

補助対象財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象財産の転用を弾力的に認めるとともに、手続を簡素合理化することとし、法第23条により、認定地域再生計画に基づき、補助対象財産を補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合には、地域再生計画の認定を受けたことをもって、補助金等適正化法第22条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなすこととする。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認める。

なお、有償の譲渡・貸付けの場合、公共施設以外への転用の場合及び補助対象外公共施設への転用（補助目的の達成状況等に照らし必要がある場合に限る。）の場合には国庫納付を求めることができる等、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用の観点から必要最小限の条件を付すことができるものとする。

(略)

⑥ 略

6) 地域再生計画と連動した支援措置

地域再生計画と連動して各府省庁が実施する施策（「5）地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置」を含む。）は別表のとおりである。これらの支援措置を活用して行う事業を記載されている地域再生計画については、3）③により、認定に際して、内閣総理大臣は関係行政機関の長の同意を得ることとする。これらの施策以外の施策を活用した事項・事業を地域再生計画に記載することは可能であるが、当該事項・事業の実施について認定の効果はないため、当該事項・事業に関して関係行政機関の長の同意は求めない。当該事項・事業の実施に当たっては、地方公共団体において別途関係行政機関との所要の調整を行う必要がある。

7) 地域再生計画の策定等のための人材派遣、情報提供

① 略

② 「地方の元気を応援する人材ネットワーク」の活用

地域の人材を育成する専門家の派遣などについて、各地域からの直接アプローチの便宜にも資するよう、全国・各地域別、各専門分野別に専門家の人材リストを提供する。【内閣官房】

③・④ 略

8) 略

地域再生計画と連動して各府省庁が実施する施策（「5）地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置」を含む。）は別表1のとおりである。これらの支援措置を活用して行う事業を記載されている地域再生計画については、3）③により、認定に際して、内閣総理大臣は関係行政機関の長の同意を得ることとする。これらの施策以外の施策を活用した事項・事業を地域再生計画に記載することは可能であるが、当該事項・事業の実施について認定の効果はないため、当該事項・事業に関して関係行政機関の長の同意は求めない。当該事項・事業の実施に当たっては、地方公共団体において別途関係行政機関との所要の調整を行う必要がある。

7) 地域再生計画の策定等のための人材派遣、情報提供

① 略

②・③ 略

8) 略



(削る)

4 地域再生に資する施策の推進

地域再生に資する各種分野における施策について、別表2のとおり推進する。なお、「地域再生推進のためのプログラム」(平成16年2月27日地域再生本部決定)別表2に位置付けられた施策についても、関係省庁において、引き続き、地域再生に資する観点から推進を図ることとする。

これらの施策については、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室等が相談等に応じる。

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>① 略</p> <p>②「自立」の原則  <u>地域の資源や知恵をいかして、経済的に、また、社会的に自立に向けて頑張る計画を集中的に支援する。</u></p> <p>③～⑤ 略</p> <p>(略)</p> <p>その際、「地方再生戦略」に基づき、ブロック別担当参事官が、中心市街地活性化のみならず、都市再生、構造改革特区、地域再生に関する相談に一元的に対応するものとし、この体制の下でこれらの取組を一体的に実施するとともに、各省庁における地方再生の取組と有機的に連携しながら、政府を挙げて総合的な支援を推進するものとする。</p> <p>第9章 第4章から第8章までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項</p> <p>1. 推進体制の整備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 中心市街地活性化協議会の設置</p> <p>(略)</p> <p>①協議会の構成員</p> <p>a)協議会を組織することができる構成員</p>	<p>(略)</p> <p>① 略</p> <p>②「自立」の原則  <u>地域の資源や知恵を生かして、経済的に、また、社会的に自立に向けて頑張る計画を集中的に支援する。</u></p> <p>③～⑤ 略</p> <p>(略)</p> <p>その際、「地方再生戦略」の「<u>第2 地方再生の総合的推進</u>」に基づき、ブロック別担当参事官が、中心市街地活性化のみならず、都市再生、構造改革特区、地域再生に関する相談に一元的に対応するものとし、この体制の下でこれらの取組を一体的に実施するとともに、各省庁における地方再生の取組と有機的に連携しながら、政府を挙げて総合的な支援を推進するものとする。</p> <p>第9章 第4章から第8章までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項</p> <p>1. 推進体制の整備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 中心市街地活性化協議会の設置</p> <p>(略)</p> <p>①協議会の構成員</p> <p>a)協議会を組織することができる構成員</p>

協議会は、下記の(i)及び(ii)に掲げる者の双方が、それぞれ一以上参画し、協議の上、規約を定めることにより、共同で組織することができる。

(i) 略

(ii) 経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者

ア 略

イ 商業等の活性化を図る事業活動を行うことを目的として設立された一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定会社

b) 略

②・③ 略

2. 略

協議会は、下記の(i)及び(ii)に掲げる者の双方が、それぞれ一以上参画し、協議の上、規約を定めることにより、共同で組織することができる。

(i) 略

(ii) 経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者

ア 略

イ 商業等の活性化を図る事業活動を行うことを目的として設立された公益法人又は特定会社

b) 略

②・③ 略

2. 略